

インテグレーションサービス利用規約

BBIX 株式会社

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

BBIX株式会社(以下「当社」といいます。)は、本利用規約に基づき、インテグレーションサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2. 本サービスとは、システムインテグレーション、運用保守、機器販売の総称であり、当社は、契約者の申込内容に応じ、前記各サービスを単体で又は組み合わせて提供することにより、本サービスを提供します。当社が契約者に提供する本サービスの具体的な内容は、契約者から当社に対して提出された本サービスに係る所定の申込書(以下「サービス申込書」といいます。)及び見積書(以下「見積書」といいます。)に定めるとおりとします。

3. 契約者が当社と締結する本サービスの提供を受けるための契約(以下「本契約」といいます。)は、以下の組み合わせにより構成されます。

(1) システムインテグレーションの契約: 本章、第2章、第5章

(2) 運用保守の契約: 本章、第3章、第5章

(3) 機器販売については本章、第4章、第5章

4. 本契約は、サービス申込書の受領後、書面(電磁的記録を含みます。以下本規約において同じ)により当社が承諾の意思表示を契約者に対して行うことにより有効に成立するものとします。なお、当社は、当社自身の裁量により、サービス申込を拒絶することができます。

第2章 システムインテグレーション

第2条 (システムインテグレーション)

システムインテグレーションとは、契約者の通信ネットワークや情報通信システムの評価、設計、分析、構築などについて、特定の期日又は期間を定めて当社が仕事の完成、成果物の納入等を行うサービスをいいます。

第3条 (仕様)

システムインテグレーションは、原則として、当社からの見積書の提示に先立ち契約者から提示され、当社が確認した業務仕様書(要件定義書その他名称の如何を問わず、本件業務において予定される成果物、完成が要求される仕事の内容を具体的に特定した書面であって、契約者の責任において確定されるものをいいます。なお、見積書への具体的な記載をもって仕様書に代えることができます。)に基づいて行われるものとします。

2. 契約者は、契約者が必要と認めたときは、当社に対し、業務仕様書の内容を変更又は追加することを申し出ることができるものとし、当社が当該申し出を受諾した場合、業務仕様書は変更されるものとします。なお、業務仕様書の変更に伴い、料金、納期等の条件を変更する必要がある場合には、当社が発行する変更後の見積書をもとに、契約者は新たにサービス申込書を当社に提出するものとします。

第4条 (情報の提供)

契約者は、当社から請求があったときは、当社がシステムインテグレーションを提供するために必要な情報を、必要な範囲で当社に無償で提供します。

第5条 (提供の期限)

当社は、見積書記載の期日まで又は記載の期間(以下「スケジュール」といいます。)に、システムインテグレーションの提供を為すものとします。契約者は、システムインテグレーション完了後遅滞なく、完了確認を行うものとし、当該確認をもってシステムインテグレーションの提供完了とします。

完了確認が完了の日から14日以内に行われない場合は、完了確認がなされたものとみなされるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、スケジュールに従ってシステムインテグレーションの提供が完了しない場合又は完了が困難と判断される場合は、当社と契約者は、スケジュールの延長等必要な措置について誠意をもって協議するものとします。なお、スケジュールの延長等が当社の責に起因する場合を除き、当社はかかる延長等について責任を負いません。

第6条 (当社の責任等)

当社は、システムインテグレーションの提供に業務仕様書との不一致(以下「契約不適合」といいます。))があった場合において、当該契約不適合が当社の責に帰すべき事由(本契約及び見積書その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らし、当該当事者の責に帰すべき事由をいいます。以下同じ。))によるときは、システムインテグレーションが完了した日の翌日から起算し、1ヵ月以内の間は、当社の費用負担で再作業(成果物の補修、再納入を含みます。))を行うものとします。また、システムインテグレーションに機器(ソフトウェアを含む。以下本条及び第4章において「機器等」といいます。))の引渡し又は利用が含まれる場合は、当該機器等についての引渡し等の扱い及び当該機器等自体又は当該機器等に起因するシステムインテグレーションの契約不適合の責任については、第4章(機器販売)の定めを適用するものとします。当社がシステムインテグレーションの契約不適合に関して負うべき責任は本条に定めるものに限りします。

第3章 運用保守

第7条 (本サービスの提供範囲)

当社が契約者に販売し、又は賃貸した機器、ソフトウェア等について行う保守(以下「運用保守」といいます。))は、本サービスに含まれます。本規約の他の定めにかかわらず、運用保守については、第10条から第12条までの規定を優先して適用するものとします。

(1) システム等の利用に関するサポートの提供

2. 当社が契約者に提供する運用保守の具体的内容は、見積書にて定めるとおりとします。3. 運用保守の内容を構成する個別の役務について、当社又は当社がかかる役務を調達する第三者が定める取引条件が存在する場合であって、見積書において当該条件が提示されているとき(見積書から当該条件を定める書面を言及しているときを含む。))は、当該条件は本規約の各条項に優先して適用されるものとします。

第8条 (保証範囲)

運用保守の内容、サービス・レベル及び保証範囲は見積書に定められているとおりとします。本条は、運用保守に係る当社による保証違反又は債務不履行にかかる責任の全てを定めるものとします。

第9条 (提供期間及び運用保守の解約)

運用保守の提供開始日はサービス開始通知書にて通知するものとします。提供期間は、見積書に定めるとおりとします。なお、運用保守に含まれる個別のサービス毎に、提供期間について異なる定めをすることを妨げないものとします。

2. 運用保守の提供期間満了の2ヶ月前までに、契約者又は当社から相手方に対して書面による更新拒絶の申し入れがない限り、運用保守の提供期間は同一条件をもって見積書記載の期間、自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。

3. 契約者は、前項に定める提供期間内においても当社に対して書面で通知することにより運用保守を解約することができますが、その場合には、提供期間の残余の期間に運用保守の月額料金を乗じた額を、当社に一括して支払うものとします。ただし、提供期間に対応する運用保守料金を既に支払っている場合を除きます。

4. 前項の規定は、第26条(契約解除)の規定により当社が運用保守に係る本契約を解除した場合に準用します。
5. 運用保守の提供において、第三者が使用許諾等の権利を有するソフトウェア等の利用が運用保守の内容となっている場合は、提供期間の定めにかかわらず、当該第三者が当該ソフトウェア等の提供を継続できなくなった時点において、当該運用保守の提供は終了するものとします。
6. 当社は、前項に定める事由が生じた場合、契約者に対し速やかにその旨を通知するものとします。
7. 第5項に定める事由により運用保守が終了した場合、当社は当該終了について何ら責任を負わないものとします。

第10条(機器等の運用保守)

運用保守には、当社が契約者に対して販売又は賃貸した機器、ソフトウェア等についての運用保守を行うこと(以下「運用保守」といいます。))が含まれます。本規約の他の定めにかかわらず、運用保守については、第10条から第12条の規定を優先して適用するものとします。

第11条 (機器等の運用保守の責任範囲)

運用保守の履行とは、運用保守の内容として定められた事項を誠実に実施することに限られ、運用保守の対象となる機器やソフトウェアの修復、可用性を保証するものではありません。

第12条 (機器等の運用保守の提供条件)

運用保守の具体的提供条件、運用保守の範囲の詳細、契約者が運用保守享受にあたり遵守すべき事項については見積書にて定めるものとします。なお、当社が運用保守を第三者から調達している場合であって、当該調達先から提示された提供条件を、見積書に添付する等の当社の指定する方法で契約者に交付したときは、かかる提供条件があわせて適用されます。

第13条 (サブスクリプションサービス)

運用保守には、サブスクリプション方式により契約者がソフトウェアを使用できるようにすること(以下「サブスクリプションサービス」といいます。))が含まれます。本規約の他の定めにかかわらず、サブスクリプションサービスについては、本条及び第14条の規定を優先して適用するものとします。

第14条 (サブスクリプションサービスの責任範囲)

サブスクリプションサービスの使用条件及び責任範囲は、対象となるソフトウェアについて、契約者と使用許諾権者又は当社との間で締結される使用許諾契約に定める内容に従うものとします。本条は、サブスクリプションサービスに係る当社の契約不適合その他の債務不履行にかかる責任の全てを定めるものとします。

第4章 機器販売

第15条 (機器販売)

機器販売とは、当社が契約者に機器等を販売することをいいます。当社は、契約者の申込に応じ、当社が契約者に販売する機器等を提供します。

第16条 (納入)

当社は、見積書所定の納期(本章において以下「納期」といいます。))までに、見積書に定める納入場所(本章において以下「納入場所」といいます。))において、見積書に定める機器等(本章において以下「機器等」といいます。))の引渡し、搬入及び設置工事並びに現地調整(本章において以下「納入」といいます。))を行います。

第17条 (納期の延長)

当社は、納期までに全ての機器等の納入を完了することができないと見込まれるときは、遅滞なく、その旨を契約者に通知します。

2. 当社の責に帰すことができない事由による納入の遅延に関しては、当社は、損害賠償責任を契約者に対して負いません。

第18条 (検査、引渡し及び所有権の移転)

契約者は、第16条(納入)に定める機器等の納入後遅滞なく、見積書に定める機器等の仕様に基づき、機器等の検査(以下「検査」といいます。)を行い、検査に合格したときは、その旨を記載した検収書(電磁的記録を含みます。以下同じ。)を、機器等が納入された日の翌日から起算して14日以内に当社に交付(電子メール等の電磁的手段による送信を含みます。以下同じ。)するものとします。契約者が、当該期間内に検収書を交付しないときは、当該期間の経過をもって検査に合格したものとみなします。

2. 前項に定める検査に合格した時(同項の規定により検査に合格したものとみなされた時を含みます。)をもって、当社から契約者への機器等の引渡し(以下、本章において「引渡し」といいます。)があったものとします。

3. 機器等の所有権は、契約者が見積書記載の機器等代金(以下「機器等代金」といいます。)及びこれに係る消費税等相当額を完済した時または第25条(料金等)第5項に基づき当社が指定した期日のいずれか遅い方の時点をもって、当社から契約者へ移転するものとします。

第19条 (不合格)

当社は、検査の結果、不合格となった場合(以下、不合格となった本件製品を「不合格品」といいます。)、契約者の指示に基づいて速やかに代替品の納入、もしくは不合格品の手直し、修理等を行い、納入します。

2. 前項にかかわらず、契約者は不合格品について、その事由が些細な不備によるものであり、契約者の工夫により使用可能と認めるときは、両者協議して定める額の値引きを条件として、当該本件製品に限り、特別採用のうえ、これを引き取ることができるものとします。

3. 本条は機器等の検査不合格にかかる当社の責任の全てを定めるものとします。

第20条 (機器等に係る危険負担)

納入前に生じた機器等の滅失、毀損、変質その他の危険は、契約者の責に帰すべき事由による場合を除き、当社の負担とします。引渡し後に生じた機器等の滅失、毀損、変質その他の危険は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者の負担とします。

第21条 (機器等に係る契約不適合責任)

1. 契約者は、引渡しの後、機器等に引渡し前の原因によって生じ、かつ検査において発見し得なかった契約不適合を発見したときは、引渡しが行われた日の翌日から起算して6ヶ月以内に書面により当社に対してその旨を通知することにより、代品納入又は契約不適合の修補の請求をすることができます。

2. 当社は、契約者から第1項の請求を受けた場合であって、契約不適合に対する措置を行うことが合理的であると判断したときは、当社の費用負担において措置を行います。ただし、いかなる措置を講ずるかについては、当社が裁量によって決定するものとします。

3. 前2項の定めにかかわらず、機器等に関し当社が当該機器等の製造者でない場合は、当該機器等に製造者が付した保証条件を契約者が受けることができる範囲でのみ当社は機器等について保証するものとします。

4. 本条は契約不適合責任について当社の責任のすべてを定めるものとします。

第22条 (運用保守)

当社は、契約者から機器等について運用保守の申込があった場合には、運用保守として第3章の定めるところにより別途規約に基づく運用保守を提供します。

第23条(ソフトウェア)

当社が提供又は販売する機器等にソフトウェア(機器等に内蔵、同梱又は付随するファームウェアその他のソフトウェアを含み、以下「本ソフトウェア」といいます。)が含まれる場合、契約者は、当該本ソフトウェアの使用許諾権者たる第三者が定める使用許諾条件(電磁的な同意画面等への承諾を含み、以下「使用許諾条件」といいます。)に同意のうえ、これに従って本ソフトウェアを利用するものとします。

前項の場合、本ソフトウェアの使用条件、保証条件その他一切の事項については、本規約の他の定めにかかわらず当該使用許諾条件の規定が優先して適用されるものとし、当社は、本ソフトウェアの品質、適合性、不具合、第三者の権利侵害その他につき、明示的にも黙示的にも一切の責任を負わないものとします。

第5章 共通事項

第24条(構内業務)

当社は、本サービス提供上合理的な必要がある場合には、契約者の承諾を得て、契約者の構内においてサービス提供に必要な業務を遂行することができるものとします。

2. 前項の規定により当社が契約者の構内において業務を遂行するにあたり、業務の遂行場所、業務の遂行上合理的に必要とするものについては、契約者が当社に貸与し、又は提供するものとします。

3. 第1項の規定により当社が契約者の構内において業務を遂行するにあたり、当社は、業務に従事する当社の従業員等に契約者の構内規則を遵守させるものとします。

4. 当社から契約者への本サービスの提供は、両者間に人員出向、人員派遣の関係を成立させるものではなく、したがって、業務に従事する当社の従業員等に対する指揮命令は全て当社の指揮命令で行われ、当該従業員等の労務上の安全衛生管理の責任は全て当社に帰属することについて、契約者はあらかじめ了解するものとします。

5. 契約者が本サービスの提供に必要な承諾、貸与又は提供を行わなかったことにより、本サービスが提供できなかったことについては、当社は何ら責任を負わないものとします。

第25条(料金等)

本サービスの料金(以下「サービス料金」といいます。)及びその支払い方法等は、見積書に定めるとおりとします。

2. 運用保守の提供が開始又は終了された月の運用保守の月額料金は、見積書において別段の定めのある場合を除き、日割り計算をしないものとします。

3. システムインテグレーションに係る本契約が途中で解約又は解除されたときは、当社は、その時点までに提供したシステムインテグレーションに対応する料金を算定し、契約者と精算します。

4. 前項の精算の方法については、契約者と当社の協議の上、これを定めるものとします。

5. 契約者は、当社が指定する期日までに、見積書に記載された支払い方法により、サービス料金(第9条(提供期間及び運用保守の解約)第3項に基づき契約者が負担する金銭債務を含みます。以下、本項において同様とします。)を支払うものとします。当該支払期日までにサービス料金の全額の支払いがなされない場合は、契約者は、未払金額に対する支払期日の翌日から支払完了日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が定める方法により支払うものとします。

第26条(契約解除)

契約者及び当社は、相手方が本契約に違反した場合であって、相当の期間を伴った書面による是正の催告を行ったにもかかわらず、当該の期間を徒過してもなお是正されないときは、本契約を解除することができます。

2. 契約者又は当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何ら事前の通知又は催告を要せず、即時に本契約を解除することができます。

- (1) 重大な本契約違反の事実があったとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき又は租税滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき又は裁判所の会社解散命令若しくは会社解散判決があったとき
 - (4) 合併によらず解散しようとしたとき又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (5) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき
 - (6) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
3. 契約者及び当社は、前2項に基づく本契約の解除を行う場合には、本契約違反のあったサービスに係る本契約のみを解除することの他、契約者が当社と締結している全ての本サービスに係る本契約を一括して解除することもできることとします。

4. 契約者は、本条の定めにより当社から本契約の全部又は一部を解除されたときは、当然に期限の利益を失い、第25条(料金等)に定める支払債務その他の当社に対する一切の債務を遅滞なく履行しなければなりません。

5. 契約者又は当社は、本条の定めにより本契約の全部又は一部を解除した場合であって、当該解除により自らに損害が発生したときは、その損害の賠償を相手方に請求することができます。この場合、当該相手方が賠償すべき損害の範囲については、次条第2項の規定を準用します。

第27条(損害賠償)

契約者は、当社から本サービスの提供を受けるに際し当社の責に帰すべき事由により損害を被った場合は、直接的かつ現実生じた損害について、当社に当該損害の賠償を請求することができます。ただし、機器等の設計上、製造上又は使用上の過誤など、当社の責に帰すことのできない事由により契約者が損害を被った場合は、当社は、その責任を一切負いません。

2. 前項により当社が賠償する契約者の損害額は、次の各号に定める額を上限とします。ただし、当社の故意又は重大な過失により契約者が損害を被った場合は、この限りではありません。

- (1) システムインテグレーションの提供を受けるに際し損害を被った場合：当該損害の直接の原因となった見積書に基づくシステムインテグレーションについて、契約者が当社に現実に支払ったサービス料金に相当する額
- (2) 運用保守の提供を受けるに際し損害を被った場合：当該損害の直接の原因となった事由が発生した日の属する月から過去3ヶ月の間に、当該見積書に基づき契約者が当社に現実に支払った運用保守料金の総額に相当する額
- (3) 運用保守を除く機器販売の提供を受けるに際し損害を被った場合：契約者に損害を与えた機器の機器等代金に相当する額

3. 前2項の規定にかかわらず、本契約上の契約不適合責任及び保証に関する定め(第6条、第8条、第11条、第14条、第19条、第21条)は、本条に優先して適用されるものとします。

第28条(委託)

当社は、本サービスの提供に係る作業の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせること(本条において以下「作業の委託」といいます。)ができます。

2. 当社は、作業の委託をするときは、本契約に基づき当社が契約者に対して負う義務と同一の義務を作業の委託をする第三者に負わせ、当社は、当該義務を履行することについて、契約者に対して責任を負います。

3. 当社は、本サービスを第三者に委託する際には、委託業務の遂行に必要な範囲で本契約の内容を開示することがあります。

第29条(権利義務の譲渡禁止)

契約者及び当社は、本契約上の地位又は利用契約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与又は質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

2. 当社は、契約者に対する何らの通知を行うことなく、利用契約に基づく当社の地位又は利用契約に基づき契約者に対して有する権利義務を金融機関その他の第三者に対して譲渡又は信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。契約者はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。

第30条(不可抗力の免責)

天災地変、騒乱、暴動、労働争議その他、契約者及び当社の何れの責にも帰すことができない事由による本契約の不履行又は遅滞については、契約者及び当社は、互いに相手方に対してその責任を負いません。

第31条(反社会的勢力の排除)

契約者及び当社は、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証する。

(1) 自らが暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴排法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等(同条第1号に規定する行為。)を常習的に行う、又は自らの目的を達成することを常習とする集団又は個人(以下併せて「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。

(2) 自己の代表者、役員又は主要な職員(雇用形態及び契約形態を問わない。)が反社会的勢力に該当しないこと。

(3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと。

(4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。

(5) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。(6) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。

(7) 自己の代表者、役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならない。(1) 相手方又は第三者に対する暴排法第9条各号に定める暴力的要求行為

(2) 相手方又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 相手方又は第三者に対する、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて相手方又は第三者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

3. 契約者及び当社は、以下の各号のいずれかに該当する者(以下「委託先等」という。)に対して、前2項の規定を遵守させる義務を負うものとする。

(1) 契約者と当社の間の取引に関連する契約(以下「関連契約」という。)の代理又は媒介を第三者に委託している場合における当該第三者

(2) 関連契約を第三者と締結している場合における当該第三者

(3) 前2号に規定する第三者から下請又は再委託を受けている者(下請又は再委託が数次にわたる場合は、その全てを含む。)

4. 契約者及び当社は、自ら又は自己の委託先等が第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。

5. 契約者及び当社は、相手方に対し、相手方又は相手方の委託先等による第1項及び第2項の規定の遵守状況に関する必要な調査を行うことができる。この場合、相手方は当該調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければならない。
6. 契約者及び当社は、相手方又は相手方の委託先等が第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、自己と相手方との間で締結されたすべての契約の全部又は一部を解除し、かつ、相手方に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求することができる。
7. 前項の規定により、相手方から相手方との間で締結された契約を解除された場合又は反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、相手方に対し、その名目を問わず、当該解除又は措置に関し生じた損害及び費用の一切の請求をしないものとする。
8. 契約者及び当社は、第6項の規定により相手方との間で締結された契約を解除したことにより損害を被った場合には、相手方に対してその損害の賠償を請求することができる。

第32条(秘密保持)

当社及び契約者は、本契約に関連して相手方から秘密である旨を明示して開示された情報または、その性質上、秘密として取り扱われるべき情報を本契約履行の目的以外に利用してはならず、事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、本契約の履行のために必要な範囲で、業務委託先に対して開示する場合は、この限りではありません。

2. 以下の各号のいずれかに該当する情報については、当社および契約者は秘密保持義務を負わないものとします。

- (1)情報の開示の時点で、すでに公知または公用である情報
- (2)情報の開示の後、情報の開示を受けた当事者の責に帰すべき事由によらず、公知または公用となった情報
- (3)情報の開示の以前から、情報の開示を受けた当事者が適法に所持していた情報
- (4)情報の開示の後、情報の開示を受けた当事者が、第三者より秘密保持義務を負わず適法に入手した情報

3. 前2項の規定にかかわらず、当社及び契約者は、法令、裁判所若しくは行政機関の命令、要求又は要請に基づき秘密情報を開示する必要がある場合には、当該要求等に応じるために必要な範囲で秘密情報を開示することができます。

4. 本条に基づく秘密保持義務は、本契約が終了(解除、解約、期間満了その他の理由を問いません。)した後も、3年間存続するものとします。

第33条(最終合意)

本契約に関しては、本規約及びサービス申込書及び見積書に記載された事項が当社と契約者間の唯一かつ最終の合意を形成し、他の合意に優先して適用されます。

第34条(合意管轄)

本規約又は本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

以上

2026年8月10日 改訂